

京都市告示第 581号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和8年1月5日

京都市長 松井孝治

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
西 俊希	西医院	内科、消化器 内科、小児科	心臓、腎臓、 呼吸器、小腸	そしゃく、肢体
尾藤 展克	医療法人同仁会 (社団) 京都九 条病院	消化器内科	ぼうこう・ 直腸、小腸、 肝臓	心臓、腎臓、呼 吸器

(地域リハビリテーション推進センター相談課)